

3. 令和7年度入学者選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について

令和7年度入学者選抜における平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程（以下、「旧教育課程」という。）を履修した入学志願者に対する経過措置は、次のとおりとします。

(1) 大学入学共通テスト

- 旧教育課程履修者に対する経過措置として、新教育課程による出題科目・科目選択の方法に加え、旧教育課程から出題される科目を選択することができます。

なお、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程（以下、「新教育課程」という。）履修者は、旧教育課程から出題される科目を選択解答することはできません。

- 新教育課程と旧教育課程による出題教科・科目の対応は下表のとおりとし、受験を要する科目数については、各募集単位における大学入学共通テストの利用科目数に準じます。

教科	科目
	（下段：旧教育課程履修者に対する経過措置科目）
地理歴史	「地理総合、地理探究」「歴史総合、日本史探究」「歴史総合、世界史探究」
	「旧世界史B」「旧日本史B」「旧地理B」
公民	「公共、倫理」「公共、政治・経済」
	「旧現代社会」「旧倫理」「旧政治・経済」「旧倫理、旧政治・経済」
数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ、数学A」
	「旧数学Ⅰ」「旧数学Ⅰ・旧数学A」
数学②	「数学Ⅱ、数学B、数学C」
	「旧数学Ⅱ・旧数学B」
情報	「情報Ⅰ」
	「旧情報（仮）」

(2) 個別学力検査

- 旧教育課程履修者に対して特別な経過措置はとりませんが、出題内容によって配慮します。